地域福祉活動支援事業配分実施要領

(目的)

第1条 地域で活動する社会福祉団体(更生保護団体含む)による地域福祉活動に 必要な事業経費を支援することにより社会福祉の向上を図る。

(配分の対象)

- 第2条 配分の対象は次のとおりとする。
 - (1) 社会福祉団体
 - (2) 更生保護団体
 - (3) 特定非営利活動法人
 - (4) ボランティア団体
 - (5) その他、三重県共同募金会(以下、「本会」という。) が特に必要と認めた 団体等

(配分の対象外)

- 第3条 三重県共同募金会配分要綱(以下、「配分要綱」という。)第5条第1項第10号により配分の対象外となるものは次のとおりとする。
- (1) 国、地方公共団体から補助を受けた事業で別に定める基準に該当する場合
- (2) 経営上、余裕のある団体で別に定める基準に該当する場合

(配分の対象事業)

第4条 共同募金の配分は、受配者が直接実施する事業の経費に充当する。

(対象外経費)

- 第5条 配分事業について次の経費は対象外とする。
 - (1) 役員会、総会、大会経費および職員の人件費等、会の運営に要する経費
 - (2) 2県以上にまたがる地域を対象とした大会や会議に要する経費
 - (3) 会報・機関誌、飲食費、旅費、個人支給に関わる経費
 - (4) その他、県民の理解が得られない事業の経費

(連年配分の制限)

第6条 同一団体に対する連年配分の制限は設けないものとする。

(配分額及び配分率)

第7条 配分額は50万円を上限とし、配分率は対象事業費の4分の3とする。

(申請)

第8条 当該事業の申請は、市町共同募金委員会を経由して本会に申請書を提出するものとする。

(変更申請)

- 第9条 三重県共同募金会配分要綱(以下、「配分要綱」という。)第12条に規 定する変更申請事項は次のとおりとする。
 - (1) 事業費または対象経費を20%以上変更する場合
 - (2) 事業を中止する場合

(補則)

第10条 配分要綱及びこの実施要領に規定のないことについては、別に定める。

附則

1 この要領は平成31年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は令和2年4月1日から施行する。
- 2 第6条に規定する連年配分の制限は、令和元年度までに3年を経過する団体については、事業内容に新規性が認められる場合は、新たな事業として3年間を限度に配分を認めることができる。

附則

1 この要領は令和4年4月1日から施行する。